

## 豊川市広告掲載要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市が保有する資産を広告媒体として、民間企業等の広告を掲載することに関し、必要な事項を定めることにより、民間企業等との協働を図りつつ、市の新たな財源を確保し、もって市民サービスの向上と地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に掲げるもののうち広告掲載が可能なものをいう。

- ア 市の広報その他の印刷物
- イ 市のＷＥＢページ
- ウ 市の公有財産
- エ その他広告媒体として活用できる資産で市長が個別に定めるもの

(2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載し、又は掲出することをいう。

(3) 部等の長 次に掲げる職をいう。

- ア 豊川市行政組織規則(平成10年規則第41号)に規定する部長
- イ 豊川市支所処務規則(平成18年規則第5号)に規定する支所長
- ウ 消防長
- エ 会計管理者
- オ 議会事務局長
- カ 教育部長
- キ 監査委員事務局長
- ク 選挙管理委員会書記長
- ケ 農業委員会事務局長

(4) 課等の長 次に掲げる職をいう。

- ア 豊川市行政組織規則(平成10年規則第41号)に規定する課長及び保健センターの所長
- イ 豊川市支所処務規則(平成18年規則第5号)に規定する課長
- ウ 消防本部総務課長
- エ 会計課長
- オ 議会事務局議事課長
- カ 豊川市教育委員会事務局組織規則(平成13年教育委員会規則第7号)

に規定する課長及び豊川市中央図書館の館長

キ 監査委員事務局長

ク 選挙管理委員会書記長

ケ 農業委員会事務局長

(協議)

第3条 広告掲載を行う広告媒体を決定するときは、広告媒体を所管する部等の長は総務部長に協議するものとする。

(広告の募集)

第4条 広告を掲載しようとするときは、広告媒体を所管する部等の長は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した募集要項を定めるものとする。

(1) 広告媒体の種類

(2) 広告の規格、掲載位置、掲載期間等

(3) 広告の募集方法

(4) 広告の選定方法

(5) 広告掲載料の予定価格

(6) 前各号に掲げるもののほか、広告の募集に関し必要な事項

(広告の申込み)

第5条 広告の掲載を希望する者は、広告媒体ごとの募集要項により定められた広告掲載申込書に掲載しようとする広告の原稿を添えて、市長に申し込むものとする。

(広告の範囲)

第6条 広告掲載できる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの

(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

(3) 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの

(4) 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれのあるもの

(5) 政治性のあるもの

(6) 宗教性のあるもの

(7) 法律で禁止されている商品、無許可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの

(8) 社会問題についての主義主張

(9) 他をひぼう、中傷又は排斥するもの

(10) 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの

(11) 国内世論が大きく分かれているもの

- (12) 個人又は法人の名刺広告
  - (13) 美観風致を害するおそれのあるもの
  - (14) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
  - (15) 前各号に掲げるもののほか、掲載する広告として適当でないと市長が認めるもの
- 2 前項に定めるもののほか、広告掲載に関する基準は、別に定めるものとする。

(審査会の設置等)

第7条 広告掲載する広告の内容等について疑義が生じた場合に審査するため、豊川市広告審査委員会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 総務部財政課長
- (2) 企画部秘書課長
- (3) 健康福祉部子ども課長
- (4) 市民部地域安心課長
- (5) 経済環境部商工観光課長
- (6) 建設部都市計画課長
- (7) 教育委員会庶務課長

(委員長)

第8条 審査会に委員長を置き、財政課長をもって充てる。

- 2 委員長は、審査会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第9条 会議は、委員長が招集する。

- 2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、広告媒体を主管する課等の長を会議に出席させ、その意見又は説明を求めるものとする。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第10条 審査会の庶務は、総務部財政課において処理する。

(広告掲載料の納付)

第11条 広告掲載料は、掲載の決定後、市長の指定する期日までに一括前納するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(広告主の責任等)

第12条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 原稿及び広告物の作成経費は、広告主の負担とする。

(広告掲載の取消し)

第13条 市の行政運営上支障があるとき又は指定する期日までに原稿を提出しなかったとき若しくは広告掲載料を納入しなかったときは、広告の掲載を取り消すことができるこことする。

(損害賠償請求)

第14条 広告掲載内容により市が損害を被った場合は、市長は広告主に対し、損害賠償請求を行うことができるものとする。

(広告料の還付)

第15条 広告掲載が決定した後に、広告主の責めに帰さない事由により広告を掲載できなかったときは、広告掲載料を還付することができるこことする。

(その他)

第16条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

#### 附 則

この要綱は、平成18年10月13日から施行する。

この要綱は、平成19年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成20年 4月15日から施行する。

この要綱は、平成21年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成22年 4月 1日から施行する。